

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

出血受注の赤字分を評価損として算入できるか

Q: 当社は建築会社の下請け会社ですが、受注価額を抑えられ、工事原価が受注価額を上回り、出血受注の工事が発生しました。

期末における未成工事支出金を受注金額まで評価減をしてもよいでしょうか。

A: 棚卸資産の評価損の計上は、「特定の事実が生じた場合」以外は、認められません。単に出血受注したというだけでは、評価損の計上はできないこととなります。

【解説】「特定の事実が生じた場合」とは、

- (1) 資産が災害により著しく損傷したこと
- (2) 資産が著しく陳腐化したこと
- (3) 会社更生法による更生手続きの開始決定などがあつたことにより、資産の評価替えをする必要が生じたこと
- (4) (1)から(3)に準ずる特定の事実をいいます。

また、次のような事実は(4)に該当します。

- ① 破損、型崩れ、棚さらしなどにより通常の方法では販売することができないようになったこと
- ② 和議法の規定による和議の開始決定により評価替えの必要が生じたこと

このような場合、時価と帳簿価額の差額を評価損として損金の額に算入することが認められています。

この場合の時価は、いわゆる処分可能価額となります。

ご質問の場合のように、単なる出血受注だけでは、処分可能価額に関係ないので、その赤字分を評価損として損金に算入することはできないこととなります。

